

平成26年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

茨 城 県

# 目 次

平成26年度公共用水域の水質測定計画	1
別表1 測定地点総括表（水域別，測定機関別）	4
別表2 測定地点一覧表	6
別 図 測定地点図	11
別表3 測定方法	16
平成26年度地下水の水質測定計画	18
別表1 平成26年度測定地点	20
別表2 概況調査等測定地点一覧表	21
別表3 測定方法	23

## 平成26年度公共用水域の水質測定計画

### 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定に基づき、茨城県の区域に属する公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定地点及び方法、その他必要な事項を定める。

### 2 測定期間

平成26年4月から平成27年3月までとする。

### 3 測定機関

国土交通省、茨城県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市とする。

### 4 測定地点

測定地点は、別表1、別表2及び別図のとおりとする。

### 5 測定回数

別表2のとおりとする。

### 6 測定項目

測定項目は、原則として次のとおりとし、測定水域の利水状況や汚濁源の立地状況等に応じて必要な項目を選択する。

#### (1) 一般項目（13項目）

満潮時刻、天候（前日天候及び前前日天候を含む。）、採取位置、外観、色相、臭気、気温、水温、流量、全水深、採取水深、透視度、透明度

#### (2) 生活環境項目（12項目）

水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

(3) 健康項目 (27項目)

カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサン

(4) 特殊項目 (5項目)

フェノール類, 銅, 溶解性鉄, 溶解性マンガン, クロム

(5) 要監視項目 (31項目)

クロロホルム, トランス-1,2-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロプロパン, p-ジクロロベンゼン, イソキサチオン, ダイアジノン, フェニトロチオン (MEP), イソプロチオラン, オキシ銅, クロロタロニル (TPN), プロピザミド, EPN, ジクロロボス (DDVP), フェノブカルブ (BPMC), イプロベンホス (IBP), クロロニトロフェン (CNP), トルエン, キシレン, フタル酸ジエチルヘキシル, ニッケル, モリブデン, アンチモン, 塩化ビニルモノマー, エピクロロヒドリン, 全マンガン, ウラン, フェノール, ホルムアルデヒド, 4-t-オクチルフェノール, アニリン, 2,4-ジクロロフェノール

(6) 要測定指標 (3項目)

下層における溶存酸素量 (下層DO), 透明度 (再掲), 大腸菌数

(7) その他の項目 (10項目)

アンモニア性窒素, 有機性窒素, 硝酸性窒素, 亜硝酸性窒素, オルトりん酸性りん, TOC, 塩化物イオン, 陰イオン界面活性剤, クロロフィル-a, トリハロメタン生成能

## 7 測定方法

- (1) 採水は, 採水日前に比較的晴天が続き, 水質が安定している日を選んで実施する。
- (2) 河川については, 原則として流心において, 水面からの水深の2割程度の深さにおいて採水する。
- (3) 湖沼及び海域については, 原則として上層 (水面下 0.5m) の水を採水する。
- (4) 測定方法は, 別表3のとおりとする。

## 8 測定結果の報告

測定機関は、毎月の測定結果を翌月の末日までに茨城県に報告する。

ただし、健康項目について環境基準値を超過したときは、直ちに連絡し茨城県知事と協議のうえ、当該水域に関し追跡調査を行い、その結果を報告する。

## 9 公 表

測定結果は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、茨城県が、環境白書、報道機関、県ホームページなどの各種広報媒体により、公表する。

## 10 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議して定める。

別表1 測定地点総括表

(水域別)

水域区分	測定 水鏡数	測定 地点数	生活環境項目			健康項目			特殊項目			要測定指標			その他の項目					
			環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計	環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計	環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計	環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計		
河川	97	138 (82)	93 (59)	36 (15)	9 (8)	86 (54)	14 (2)	1 (0)	13 (2)	57 (29)	1 (0)	37 (21)	70 (31)	88 (59)	—	1 (0)	26 (7)	10 (0)	1 (0)	37 (7)
湖沼	1	3 (3)	3 (3)	—	—	3 (3)	—	—	—	1 (1)	—	1 (1)	—	3 (3)	—	—	3 (3)	—	—	3 (3)
牛久沼	1	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)	—	—	—	1 (1)	—	—	—	1 (1)	—	—	1 (1)	—	—	1 (1)
霞ヶ浦	1	12 (4)	4 (0)	8 (4)	—	4 (0)	4 (0)	—	1 (0)	2 (0)	—	2 (0)	3 (0)	4 (0)	8 (4)	—	4 (0)	4 (0)	—	8 (0)
北浦	1	5 (2)	2 (0)	3 (2)	—	2 (0)	1 (0)	—	—	1 (0)	—	1 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (2)	—	2 (0)	1 (0)	—	3 (0)
常陸利根川	1	4 (0)	2 (0)	2 (0)	—	2 (0)	2 (0)	—	—	—	—	—	—	2 (0)	2 (0)	—	2 (0)	2 (0)	—	4 (0)
小計	5	25 (10)	12 (4)	13 (6)	—	12 (4)	7 (0)	—	1 (0)	5 (2)	—	3 (0)	6 (2)	12 (4)	13 (6)	—	12 (4)	7 (0)	—	25 (10)
常磐地先	11	11 (11)	11 (11)	—	—	2 (2)	—	—	—	—	—	—	—	11 (11)	1 (1)	—	—	—	—	12 (12)
県央地先	6	12 (12)	6 (6)	6 (6)	—	2 (2)	—	—	—	—	—	—	—	6 (6)	5 (5)	—	—	—	—	11 (11)
鹿島灘	5	7 (7)	5 (5)	2 (2)	—	3 (3)	—	—	—	3 (3)	—	—	3 (3)	5 (5)	2 (2)	—	—	—	—	7 (7)
小計	22	30 (30)	22 (22)	8 (8)	—	7 (7)	—	—	—	3 (3)	—	—	3 (3)	22 (22)	8 (8)	—	—	—	—	30 (30)
合計	124	193 (122)	127 (85)	57 (29)	9 (8)	105 (65)	21 (2)	1 (0)	14 (2)	65 (34)	2 (0)	40 (21)	79 (36)	122 (85)	21 (14)	1 (0)	38 (11)	17 (0)	1 (0)	144 (95)

( ) は茨城県が実施する測定地点数

## (測定機関別)

測定機関	測定水域数	測定地点数	総測定回数	延測定項目数						計
				生活環境項目 (12項目)	健康項目 (27項目)	特殊項目 (5項目)	要監視項目 (31項目)	要測定指標 (3項目)	その他の項目 (10項目)	
茨城県	88	122	1,278	8,974	1,772	108	484	698	208	12,244
水戸市	2	3	24	166	78	3	0	2	0	249
古河市	6	6	66	464	168	12	0	10	0	654
笠間市	1	1	6	30	0	0	0	0	0	30
つくば市	4	4	48	424	90	3	0	8	24	549
ひたちなか市	4	6	60	376	90	6	0	8	0	480
筑西市	2	2	24	176	78	6	0	4	0	264
常陸河川国道事務所	8	13	156	1,336	291	50	10	24	762	2,473
霞ヶ浦河川事務所	4	16	192	1,700	592	96	48	300	1,248	3,984
下館河川事務所	3	9	86	654	180	50	112	16	40	1,052
利根川上流河川事務所	3	3	36	316	252	15	0	8	64	655
利根川下流河川事務所	2	8	128	1,036	578	70	30	4	420	2,138
小計	20	49	598	5,042	1,893	281	200	352	2,534	10,302
合計	124	193	2,104	15,652	4,169	419	684	1,082	2,766	24,772

国土交通省関東地方整備局

別表2 測定地点一覽表









水域名	流域	河川	河川番号	河川名称	河川区分	区分		生活汚染項目		工業項目		農業項目		その他項目	
						河川	河川	COD	BOD	SS	その他	その他	その他	その他	その他
151 豊平川	河川	501-58	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
152 豊平川	河川	501-54	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
153 豊平川	河川	501-4	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
154 豊平川	河川	502-52	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
155 豊平川	河川	502-51	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
156 豊平川	河川	502-1	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
157 豊平川	河川	502-53	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
158 豊平川	河川	502-2	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
159 豊平川	河川	502-51	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
160 豊平川	河川	502-1	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
161 豊平川	河川	502-2	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
162 豊平川	河川	502-52	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
163 豊平川	河川	502-51	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
164 豊平川	河川	502-1	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
165 豊平川	河川	502-53	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
166 豊平川	河川	502-2	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
167 豊平川	河川	502-51	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
168 豊平川	河川	502-1	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
169 豊平川	河川	502-2	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
170 豊平川	河川	502-52	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
171 豊平川	河川	502-51	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
172 豊平川	河川	502-1	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
173 豊平川	河川	502-2	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
174 豊平川	河川	502-52	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
175 豊平川	河川	502-51	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
176 豊平川	河川	502-1	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
177 豊平川	河川	502-2	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
178 豊平川	河川	502-52	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
179 豊平川	河川	502-51	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
180 豊平川	河川	502-1	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
181 豊平川	河川	502-2	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
182 豊平川	河川	502-52	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
183 豊平川	河川	502-51	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
184 豊平川	河川	502-1	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
185 豊平川	河川	502-2	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
186 豊平川	河川	502-52	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
187 豊平川	河川	502-51	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
188 豊平川	河川	502-1	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
189 豊平川	河川	502-2	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
190 豊平川	河川	502-52	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
191 豊平川	河川	502-51	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
192 豊平川	河川	502-1	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
193 豊平川	河川	502-2	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
194 豊平川	河川	502-52	豊平川	補助	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

※1 アルキル水素の測定については、  
取水點が抽出された地点に実施する。

1：河川  
2：湖沼  
3：海域

水質区分  
1：河川  
2：湖沼  
3：海域

水質区分  
1：河川  
2：湖沼  
3：海域

水質区分  
1：河川  
2：湖沼  
3：海域

水質区分  
1：河川  
2：湖沼  
3：海域













別表3 測定方法

測定項目		報告下限値 (mg/L)	測定方法	備考
生活環境項目	p H	—	日本工業規格(以下「規格」という) K0102 12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	昭和46年環境庁告示第59号
	D O	0.5	規格K0102 32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	〃
	B O D	0.5	規格K0102 21に定める方法	〃
	C O D	0.5	規格K0102 17に定める方法	〃
	S S	1	付表9に掲げる方法	〃
	大腸菌群数	2 (MPN/100mL)	最確数による定量法	〃
	n-ヘキサン抽出物質	0.5	付表13に掲げる方法	〃
	全窒素	0.05	規格K0102 45.2, 45.3, 又は45.4に定める方法	〃
	全りん	0.003	規格K0102 46.3に定める方法	〃
	全亜鉛	0.001	規格K0102 53に定める方法	〃
	ノニルフェノール	0.00006	付表11に掲げる方法	〃
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.0006	付表12に掲げる方法	〃
健康項目	カドミウム	0.0003	規格K0102 55.2, 55.3又は55.4に定める方法	昭和46年環境庁告示第59号
	全シアン	0.1	規格K0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3に定める方法	〃
	鉛	0.001	規格K0102 54に定める方法	〃
	六価クロム	0.005	規格K0102 65.2に定める方法	〃
	砒素	0.001	規格K0102 61.2, 61.3又は61.4に定める方法	〃
	総水銀	0.0005	付表1に掲げる方法	〃
	アルキル水銀	0.0005	付表2に掲げる方法	〃
	P C B	0.0005	付表3に掲げる方法	〃
	ジクロロメタン	0.002	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	〃
	四塩化炭素	0.0002	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	〃
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法	〃
	1,1-ジクロロエチレン	0.01	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	〃
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	〃
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	〃
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	〃
	トリクロロエチレン	0.002	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	〃
	テトラクロロエチレン	0.0005	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	〃
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	〃
	チウラム	0.0006	付表4に掲げる方法	〃
	シマジン	0.0003	付表5の第1又は第2に掲げる方法	〃
	チオベンカルブ	0.002	付表5の第1又は第2に掲げる方法	〃
	ベンゼン	0.001	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	〃
	セレン	0.002	規格K0102 67.2, 67.3又は67.4に定める方法	〃
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	硝酸性窒素にあつては規格K0102 43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 43.1に定める方法	〃
	ふっ素	0.08	規格K0102 34.1又は34.1cに定める方法及び付表6に掲げる方法	〃
	ほう素	0.02	規格K0102 47.1, 47.3又は47.4に定める方法	〃
	1,4-ジオキサン	0.005	付表7に掲げる方法	〃
特殊項目	フェノール類	0.01	規格K0102 28.1に定める方法	昭和49年環境庁告示第64号
	銅	0.01	規格K0102 52.2に定める方法	〃
	溶解性鉄	0.04	規格K0102 57.2に定める方法	〃
	溶解性マンガン	0.01	規格K0102 56.2に定める方法	〃
	クロム	0.02	規格K0102 65.1に定める方法	〃

測定項目	報告下限値 (mg/L)	測定方法	備考
クロロホルム	0.006	日本工業規格(以下「規格」という) K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	平成5年環境庁通知第121号
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	〃
1,2-ジクロロプロパン	0.006	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	〃
p-ジクロロベンゼン	0.02	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	〃
イソキサチオン	0.0008	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
ダイアジノン	0.0005	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
フェニトロチオン (MEP)	0.0003	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
イソプロチオラン	0.004	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
オキシ銅 (有機銅)	0.004	付表2に掲げる方法	〃
クロロタロニル (TPN)	0.005	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
プロピザミド	0.0008	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
EPN	0.0006	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
ジクロルボス (DDVP)	0.0008	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
フェノブカルブ (BPMC)	0.003	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
イプロベンホス (IBP)	0.0008	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
クロルニトロフェン (CNP)	0.0005	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
トルエン	0.06	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	〃
キシレン	0.04	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	〃
フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	付表3の第1又は第2に掲げる方法	〃
ニッケル	0.001	規格59.3に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	〃
モリブデン	0.007	規格68.2に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	〃
アンチモン	0.002	規格62.2に定める方法又は付表6に掲げる方法	〃
塩化ビニルモノマー	0.002	付表1に掲げる方法	〃
エピクロロヒドリン	0.0004	付表2に掲げる方法	〃
全マンガン	0.02	規格K0102の56.2, 56.3, 56.4又は56.5に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	〃
ウラン	0.0002	付表4の第1又は第2に掲げる方法	〃
フェノール	0.001	付表1に掲げる方法	平成15年11月5日付け環境省通知
ホルムアルデヒド	0.003	付表2に掲げる方法	〃
4-t-オクチルフェノール	0.00003	環水大発第1303272号付表1 「4-t-オクチルフェノール測定方法」に掲げる方法	平成25年3月27日付け 環水大発第1303272号
アニリン	0.002	環水大発第1303272号付表2 「アニリン測定方法」に掲げる方法	〃
2,4-ジクロロフェノール	0.0003	環水大発第1303272号付表3 「2,4-ジクロロフェノール測定方法」に掲げる方法	〃
下層DO	0.5	環水大発第110324001号別添1 「要測定指標(下層DO、透明度)の測定について」に掲げる方法	平成23年3月24日付け 環水大発第110324001号
透明度	—	環水大発第110324001号別添1 「要測定指標(下層DO、透明度)の測定について」に掲げる方法	〃
大腸菌数	1(MPN/100mL)	環水大発第110324001号別添2 「要測定指標(大腸菌数)の測定について」に掲げる方法	〃
アンモニア性窒素	0.02	規格K0102 42.1及び42.2に定める方法又は上水試験方法に掲げる方法	
有機性窒素	0.05	上水試験方法に掲げる方法	
硝酸性窒素	0.01	規格K0102 43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法	
亜硝酸性窒素	0.01	規格K0102 43.1に定める方法	
オルトリン酸性りん	0.01	規格K0102 46.1に定める方法	
塩化物イオン	1	規格K0102 35に定める方法	
陰イオン界面活性剤	0.01	規格K0102 30.1に定める方法	
クロロフィル-a	0.001	上水試験法VI-4 27.2又は海洋観測指針9.6に掲げる方法	
トリハロメタン生成能	0.001	別表に掲げる方法に準ずる方法	平成7年環境庁告示第30号

## 平成26年度地下水の水質測定計画

### 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定に基づき、茨城県の区域に属する地下水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定すべき事項、測定の地点及びその方法、その他必要な事項を定める。

### 2 調査期間

原則として、平成26年10月から平成27年3月までの間に実施する。

### 3 概況調査

県内全域の地下水質の概況を把握するため、地下水の水質測定を実施する。

#### (1) 測定機関

国土交通省、茨城県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市とする。

#### (2) 測定地点

別表1、別表2の90地点（40市町村）とする。

#### (3) 測定回数

年1回とする。

#### (4) 測定項目

別表2のとおりとする。

#### (5) 測定方法

別表3のとおりとする。

#### (6) 測定結果の報告

国土交通省、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市は、測定結果を測定月の翌月の末日までに茨城県に報告する。

ただし、測定結果が別表3に示す報告下限値以上のときは、直ちに報告する。

### 4 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において測定項目が検出された場合は、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」に従い汚染井戸周辺地区調査を実施する。

#### (1) 測定機関

茨城県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市とする。

#### (2) 測定地点

概況調査において測定項目が検出された地点の周辺地区とする。ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びぼう素については、環境基準を超過した場合にのみ実施する。

#### (3) 測定項目

概況調査において検出された測定項目とする。

#### (4) 測定方法

別表3のとおりとする。

## 5 継続監視調査

過去に確認された汚染を継続的に監視するため、定期的を実施する。

### (1) 測定機関

茨城県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市とする。

### (2) 測定地点

平成元年度から平成25年度までの地下水質測定において、環境基準を超過した地区の地下水質の経年的変化を把握するための代表的な地点とする。

### (3) 測定回数

年1回とする。

### (4) 測定項目

平成元年度から平成25年度までの概況調査又は汚染井戸周辺地区調査において環境基準を超過した項目及びその関連項目とする。

### (5) 測定方法

別表3のとおりとする。

## 6 その他

(1) 上記3～5の調査のほか、年1回、要監視項目調査を実施する。測定地点及び測定項目は別表2、測定方法は別表3のとおりとする。

(2) 茨城県知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき公表する。

(3) この測定計画に定めのない事項については、各測定機関が協議して定める。

別表1 平成26年度測定地点

市町村名	地点数	市町村名	地点数
水戸市	5	常陸大宮市	2
日立市	4	那珂市	1
土浦市	3(1)	筑西市	1
古河市	3	坂東市	1
石岡市	2	稲敷市	1
龍ヶ崎市	3(1)	かすみがうら市	2
結城市	2	桜川市	3
下妻市	2	神栖市	4
常総市	3	行方市	2
常陸太田市	4	銚田市	2
高萩市	4	つくばみらい市	1
北茨城市	3	小美玉市	2
笠間市	4	茨城町	1
取手市	1	大洗町	1
牛久市	1	城里町	1
つくば市	4	東海村	1
ひたちなか市	4	大子町	3
鹿嶋市	2	阿見町	2
潮来市	1	河内町	1
守谷市	1	境町	2(1)
		合計	90

( )は、国土交通省測定分で内数。







別表3 測定方法及び報告下限値一覧表

○環境基準項目

測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
カドミウム	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2, 55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか, 昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。)付表8に掲げる方法によることができる。)	0.003	0.0003
全シアン	規格K0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3に定める方法	検出されないこと	0.1
鉛	規格K0102 54に定める方法	0.01	0.005
六価クロム	規格K0102 65.2に定める方法	0.05	0.005
砒素	規格K0102 61.2, 61.3又は61.4に定める方法	0.01	0.005
総水銀	公共用水域告示付表1に掲げる方法	0.0005	0.0005
アルキル水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	検出されないこと	0.0005
P C B	公共用水域告示付表3に掲げる方法	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.02	0.002
四塩化炭素	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.004	0.0004
塩化ビニルモノマー	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0.002	0.0002
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.1	0.002
1,2-ジクロロエチレン		0.04	0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	—	0.002
トランス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	—	0.002
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	1	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.03	0.002
テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.01	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	0.002	0.0002
チウラム	公共用水域告示付表4に掲げる方法	0.006	0.0006
シマジ	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.003	0.0003
チオベンカルブ	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.02	0.002
ベンゼン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.01	0.001
セレン	規格K0102 67.2, 67.3又は67.4に定める方法	0.01	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10	0.02
硝酸性窒素	規格K0102 43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法	—	0.01
亜硝酸性窒素	規格K0102 43.1に定める方法	—	0.01
ふっ素	規格K0102 34.1に定める方法又は告示付表6に掲げる方法	0.8	0.08
ほう素	規格K0102 47.1, 47.3又は47.4に定める方法	1	0.02
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.05	0.005

○要監視項目

測定項目	測定方法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
クロロホルム	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	0.06	0.006
1,2-ジクロロプロパン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	0.06	0.006
p-ジクロロベンゼン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	0.2	0.02
トルエン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.6	0.06
キシレン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.4	0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	平成5年環水規121号 付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.06	0.006
ニッケル	規格K0102 59.3に定める方法又は平成5年環水規121号 付表4若しくは付表5に掲げる方法	—	0.001
モリブデン	規格K0102 68.2に定める方法又は平成5年環水規121号 付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.07	0.007
アンチモン	平成16年環水企発040331003・環水土発040331005 付表5の第1, 第2又は第3に掲げる方法	0.02	0.002
エピクロロヒドリン	平成16年環水企発040331003・環水土発040331005 付表2に掲げる方法	0.0004	0.00004
全マンガン	規格K0102の56.2, 56.3, 56.4又は56.5に定める方法(準備操作は規格によるほか, 海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては, 必要に応じ試料を希釈することとする。)	0.2	0.02
ウラン	平成16年環水企発040331003・環水土発040331005 付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.002	0.0002

※ 報告下限値は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。

平成 26 年度  
公共用水域及び地下水の水質測定計画

平成 26 年 3 月 発行

編集・発行 茨城県生活環境部環境対策課  
茨城県水戸市笠原町 978-6  
電話 029-301-2966 (直通)